



2017年11月27日

カタルーニャとスコットランドの独立問題を通貨制度の面から考える

拓殖大学 政経学部 教授
公益財団法人 国際通貨研究所 客員研究員
松井 謙一郎

スペインのカタルーニャ州は歴史的に中央政府からの独立志向が強かったが、本年10月に州議会が独立を問う住民投票を実施、それに対して中央政府が州政府幹部に法的措置を取るなど緊迫度が非常に増している状況にある。スコットランドの独立問題も潜在的にくすぶっている。これらの動向や独立問題の政治的背景については多く書かれているが、通貨制度の視点からの論考などは筆者が知る限りではほとんど見られない。本稿では両者の独立問題を、公式ドル化政策を中心とする通貨制度の視点から考えてみたい。

カタルーニャが中央政府に対して強い不満を持って独立を志向してきた背景には、経済的に豊かな同州から他の貧しい州への実質的な財政の移転が行われきたため、同州として財政の独立性、徴税権の確保を求めてきたことがある。このように財政については独立性を要求する一方で、欧州の一地域としてEUには所属を続けて、通貨についても引き続きユーロを使用することを基本方針としてきた。英国からの独立を志向してきたスコットランドについても同様の構図が見られ、スコットランドの独立派は独立後も英国と協定を結んでポンドを継続利用することを基本方針としてきた。

ある特定の国において他国の通貨が広く流通する事象は、一般的にドル化と呼ばれる。現在の途上国では自国通貨と米ドルが並行して流通することが多く見られているが、これは非公式のドル化と呼ばれる。一方で、自国通貨を持たずに他国の通貨のみを法定通貨とすることは、公式のドル化と呼ばれる。このような公式ドル化の事例としては、中南米ではパナマ・エルサルバドル・エクアドルの3か国が知られている。

公式ドル化制度の短所（反対派の論拠）については、①国家主権の放棄、国家シンボルの喪失、②金融政策だけでなく、様々な面で米国への依存度が高まる懸念、③通貨切り下げ、金融緩和等の柔軟な政策対応が出来なくなる、といった点が挙げられる。これに対して、公式ドル化制度の長所（賛成派・容認派の論拠）は、①グローバル化の進展の中で、独自通貨を持つ必要性の低下、②通貨の切り下げリスクがなくなる等信認の向

上につながる、③逆戻りが困難＝「ロックイン効果」(政権交代があっても政策が安定)、といった点が挙げられる。

本稿では詳細に立ち入らないが、前述の中南米の3カ国の公式ドル化政策については、政策のロックイン効果(自国通貨を一旦廃止すると後戻りすることが事実上困難となり、通貨価値・金融政策が安定する)が制度採用の際における重要な要因となっている。中南米小国の公式ドル化では、米ドルを梃子として政策の安定性を求めるというロックイン効果が非常に重要であったが、これは中南米地域だけの問題ではない。

ギリシャについても2010年代以降の一連の債務問題とそれを巡る混乱の中でユーロ離脱とドラクマ復活という選択肢が言及されてきた。しかしながら、このような選択肢は実現せず、ギリシャは依然としてユーロにとどまっている。ギリシャの通貨制度選択においてはロックイン効果が強い歯止めとして働いてきたものであり、中南米小国では潜在的にドル化反対(自国通貨の復活・流通)の動きがあるにもかかわらず実現していないことと本質的に共通するものである。

カタルーニャとスコットランドが独立後に志向している通貨制度は、それぞれユーロとポンドを法定通貨とする公式ドル化に他(ほか)ならない。その目的は、政治的に独立を確保しつつ(財政の自主権確保)、メジャーな通貨を利用することで経済メリットの享受を続けようとするものである。両者共に自国通貨を保有しないでメジャーな通貨を利用してメリットを取るため、フリーライドであるという批判もなされてきた。

しかしながら、これはメジャーな通貨の信用を利用するという公式ドル化の本質に他ならない。政治的なアイデンティのために通貨を保有する特段の必要もない一方、金融政策の自主性の放棄もさほど問題にならない状況では、自国通貨を持たないことは合理的であって両者の選択肢は妥当ということになる。中南米小国の場合とは文脈をやや異にするが、政治面・財政面での独立は確保しつつも、通貨面での独立は追求しないという思考は本質的には共通している。このように、両者の独立問題の意義を、通貨制度の視点から考えた場合には公式ドル化制度の利用の新たな在り方を問題提起しているということになる。このような視点も含めて、欧州の他地域にも大きな影響を及ぼす両者の独立問題を注視してゆきたい。

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。